解散公告（第三回）

当基金は、平成二十四年十二月十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十六日

愛知県名古屋市中区大須一丁目二二番二六号
愛知県家具厚生年金基金
代表清算人　加藤　政義

配当公告

大阪府箕面市船場東一丁目一〇番九号

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年（フ）第四八五七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金六九二、三四四、六八八円

一、配当することのできる金額
金九四、七五二、二二四円

平成二十五年一月十六日

大阪市北区西天満六丁目一番一二号瑞穂ビル八階
破産管財人　延澤　信博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市渡波字黄金浜六五番地四、最後の住所宮城県石巻市清水町二丁目七番七―三〇八号　被相続人　亡　三川　敏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十六日

宮城県石巻市鋳銭場四番一六号　コーポいわき二階　うみかぜ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高橋　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県笠間市箱田三四五九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大嶋　壽三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十六日

茨城県水戸市大町二丁目一番二六―二〇六号
相続財産管理人　秋山　安夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鉾田市二重作五四二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　芹沢　利幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十六日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号
相続財産管理人　弁護士　安　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺南二丁目三五八番地、最後の住所茨城県取手市戸頭六丁目一番一三―五〇二号　被相続人　亡　齊藤　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十六日

茨城県龍ケ崎市四四三三番地　黒田法律事務所　相続財産管理人　黒田　綾香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県吉川市大字三輪野江一七一四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十六日

埼玉県越谷市南越谷四丁目二番二　エクレシア法律事務所
相続財産管理人　弁護士　江藤　朝樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区南大塚一丁目一四〇六番地、最後の住所埼玉県春日部市大字増富六五番地一一　被相続人　亡　武田　重勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十六日

埼玉県越谷市南越谷四丁目二番二　エクレシア法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青木　芳之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市粕壁二丁目六一〇四番地、最後の住所埼玉県春日部市上蛭田四五番地四　被相続人　亡　藤岡　武子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十六日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一番一二号エガワプラザ六階
相続財産管理人　弁護士　山越　悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市柳澤七五番地の一三、最後の住所埼玉県越谷市北越谷四丁目二三番三九号サンライトマンション五〇九号　被相続人　亡　小松　熙

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十六日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一番一二号エガワプラザ六階
相続財産管理人　弁護士　根本　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県安房郡稲都村中五五六番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　吉田　そい

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十六日

事務所千葉県館山市北条二一六一―一　依田ビル二階　関川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　関川　正則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区海岸三丁目一九番、最後の住所神奈川県藤沢市弥勒寺二丁目五番一三―二〇六号　被相続人　亡　蛭田　利人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十六日

横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階
相続財産管理人　弁護士　桑原　康孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県熱海市福道町一番、最後の住所静岡県熱海市福道町一番一八号　被相続人　亡　井上　宜隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十六日

静岡県沼津市三園町一三番四五号文化図書第三ビル二階東静法律事務所
相続財産管理人　弁護士　本多　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区代沢四丁目二六四番地、最後の住所静岡県熱海市伊豆山七四二番地熱海アビタシオン一―三〇三　被相続人　亡　松角　常子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十六日

静岡県沼津市吉田町二八番地一五芦澤ビル一階
相続財産管理人　弁護士　出田　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市長洲中通三丁目二六五番地、最後の住所大阪府豊中市豊南町南四丁目四番九号　被相続人　亡　村上　洌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十六日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三階　外山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　外山　弘